

資料

## 児童養護施設における家庭的環境に関する一考察

國學院大學 廣井 雄一

### I. はじめに

児童福祉法が改正され、第1条では、子どもを権利主体とする「児童の権利に関する条約」が明文化された。第2条では、「良好な環境」に生まれることや、発達に応じて「意見が尊重されること、子どもの「最善の利益が優先して考慮されること」が示された。これにより、児童福祉法は、権利の主体者としての子どもの存在と子どもの最善の利益の尊重を前面に出す法律となった。また、同法第3条の2には、公的国及び地方公共団体の責務として、家庭養育のための保護者支援と家庭養育が困難な場合には、「できる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない」と明記された。

2011年に公表された「社会的養護の課題と将来像」において、里親及びファミリーホーム、グループホーム、本体施設」の割合を概ね3分の1ずつという、国が目指す将来像が示された。その後、児童福祉法の改正、「新たな社会的養育ビジョン」によって加速度的に更なる家庭的養育の推進が求められるようになった。

家庭的養育の推進により、養育単位を小規模化し、家庭的な環境づくりが求められているが、社会的養護の現場では、家庭的環境を踏まえた生活づくりをどのように行うかが課題となっている。

そこで本論文では児童養護施設の現状を概観し、児童養護施設における家庭的環境の課題について考察したい。

### II. 児童養護施設の現状

何らかの理由で、家庭での養育が困難と判断された子どもの社会的養護を担う施設として、乳児院や児童養護施設は中心的役割を担ってきた。

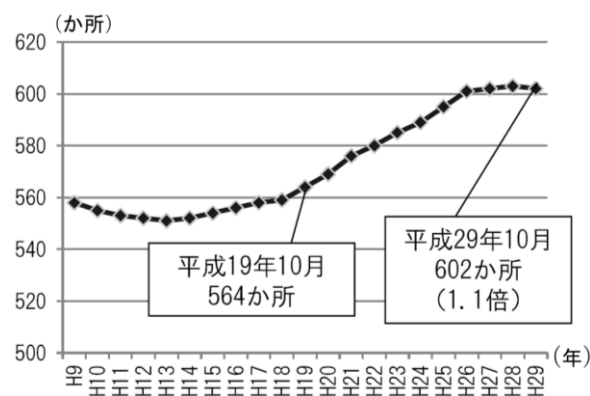
2017年における児童養護施設の施設数は602箇所、入所児童数は、26,265人であった(図1、2)。この10年間で施設数は微増しているが、入所児童数は1割減っている。

一方で、里親やファミリーホームに委託される児童の数は増加している(図3)。これは、2011年に「社会的養護の課題と将来像」が出され、今後の社会的養護の方向性として、グループホーム、ファミリーホームの設置、施設による里親支援を行うことになり、各自治体での里親等への委託が増加した結果であると考えられる。

### III. 児童養護施設の小規模化

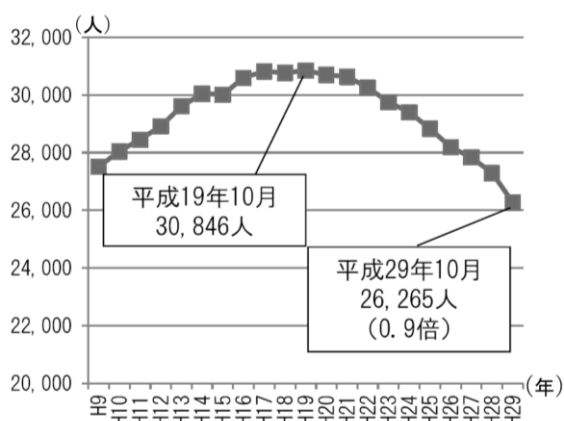
#### 1. 小規模化への歩み

従来、児童養護施設の多くは大舎制であった。しかし、近年、養育者からの虐待を受けた



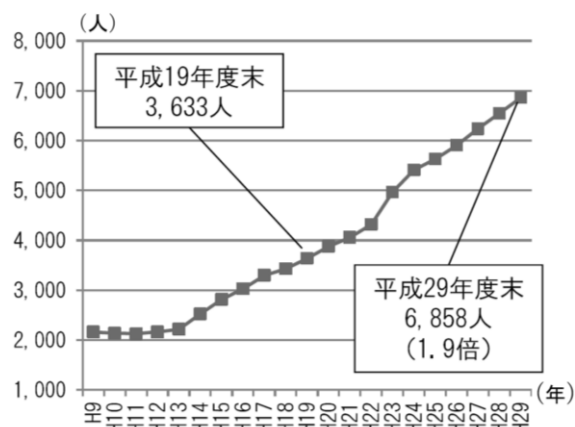
厚生労働省 (2019) 「社会的養育の推進に向けて」より

図1. 児童養護施設の設置数



厚生労働省 (2019)「社会的養育の推進に向けて」より

図2. 児童養護施設の入所児童数



厚生労働省 (2019)「社会的養育の推進に向けて」より

図3. 里親・ファミリーホームへの委託児童数

児童や、障害のある児童など、個別の養護ニーズは多様化してきている。そのため、施設養育においても「できる限り良好な家庭的環境」が強く望まれており、施設の小規模化、地域分散化が進んでいる (表1、2)。

全国児童養護施設協議会は、2003年、「子どもを未来とするために〈児童養護施設近未来像Ⅱ〉」において、児童養護施設の在り方に関して、施設におけるケアの個別化とケア単位の小規模化の必要性について述べている。その後、2011年には、「社会的養育の課題と将来像」が示され、施設の小規模化と施設機能の地域分散化を進めていくことが以下のように具体的に述べられた。

- (a)「本体施設のケア単位の小規模化」を進め、本体施設は、全施設を小規模グループケア化 (オールユニット化) をしていく。
- (b)「本体施設の小規模化」を進め、当面、本施設は、全施設を定員45人以下にしていく (45人以下は現在の小規模施設加算の基準)。
- (c)「施設によるファミリーホームの開設や支援、里親の支援」を推進し、施設機能を地域に分散させ、施設を地域の社会的養育の拠点にしていく。

これにより、各都道府県は各施設が定める家庭的養育推進計画に基づいて、都道府県推進計

画を策定することとなった。2012年には、厚生労働省は、「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養育の推進について」という通知文を出し、小規模化の実現のため、施設及び自治体関係者向けのマニュアル、参考資料として「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養育の推進のために」を公表した。それにより、児童養護施設は小規模化が進んでいくことになる。2029年には、本体施設、グループホーム、里親・ファミリーホームが概ね3分の1ずつになることを目指して、児童養護施設の小規模化が急速に進んできている。

## 2. 「できる限り良好な家庭的環境」とは

先に述べたように、児童養護施設の小規模化は、「できる限り良好な家庭的環境」における児童の養育を目指したものである。

2016年に改正された児童福祉法第3条の2には、以下のように述べられている。

児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない」(下線筆者)。

それでは、「できる限り良好な家庭的環境」と

表 1. 地域小規模児童養護施設の設置状況の推移

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数
合計	186	243	201	269	217	298	230	329	244	354	264	391
1か所実施	141	141	147	147	151	151	148	148	152	152	158	158
2か所実施	36	72	45	90	56	112	71	142	80	160	92	184
3か所以上実施	9	30	9	32	10	35	11	39	12	42	14	49

厚生労働省 (2019) 「社会的養護の推進に向けて」より

表 2. 小規模グループケアの実施状況の推移 (児童養護施設)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数
合計	381	705	396	814	419	928	432	1,042	446	1,141	456	1,352
1か所実施	172	172	154	154	140	140	135	135	123	123	110	110
2か所実施	160	320	170	340	179	358	171	342	176	352	156	312
3か所実施	18	54	20	60	34	102	34	102	36	108	35	105
4か所実施	10	40	20	80	26	104	31	124	39	156	45	180
5か所実施	7	35	12	60	16	80	27	135	30	150	46	230
6か所以上実施	14	84	20	120	24	144	34	204	42	252	64	415

厚生労働省 (2019) 「社会的養護の推進に向けて」より

は、どのような環境を指しているのだろうか。

「新しい社会的養育ビジョン」では、「できる限り良好な家庭的環境」の養育環境とみなされる要件について、

- ① 生活の単位は、小規模であること。具体的には、子どもの人数は最大で6人までとし、困難な問題を抱えた子どもがいる施設は、4名以下で運営できるようにすべきである(原文ママ)

また、子どものニーズに応じて養育できる専門性を持った養育者が、夜間を含め子どもが在宅する時間帯では複数名で対応できることが必要である。

- ② 子どもの最善の利益のために満たせない要件を除き、「家庭における養育環境と同様の養育環境」の要件を満たすこと
- ③ 集団規則などによらない個々の子どものニーズに合った丁寧なケアの提供が行えること
- ④ 養育者は複数となってもそのケアの在り方は一貫しており、養育者の頻回な変更がおこなわれないこと
- ⑤ 子どもの権利が保障されていること

- ⑥ そのケアによって家庭同様の養育環境での養育が可能になれば、家庭同様の養育環境に移行するものであり、この環境からの社会的自立は例外的であること

- ⑦ ただし、年長児等でこの環境からの社会的自立がやむを得ない場合は適切な自立支援が行えること
- の7点を挙げている。

#### IV. 小規模化における「できる限り良好な家庭的環境」の現状と課題

それでは、「できるだけ良好な家庭的環境」は、小規模化によってどのくらい実現されているのだろうか。「できるだけ良好な家庭的環境」において、最も重要なのは、子ども一人ひとりのニーズに即した個別的な関わりである。

##### 1. 個々のニーズに応じた個別的な関わり

2010年に全国児童養護施設協議会から出された「養育単位の小規模化を一層すすめるために～養育単位の小規模化プロジェクト・提言」では、小規模化の実態についてアンケート調査を実施している。この調査によると、小規模化することにより変化したこととして、「職員による

個別的な関わりが増えた (54.0%)」、「家庭的な環境に近い中で子どもを養育できるようになった (46.0%)」、「子どもの自立に向けた生活力の向上が図れるようになった (37.2%)」の順で回答率が高かった。

また、「児童養護施設等の小規模化における現状・取組の調査・検討報告書」(2017)によると、小規模化したことにより、子どもにもたらされた利点として、「職員による子どもへの個別的関わりが増えた (83.3%)」、「個室の確保など、子どもの生活環境・プライバシーの向上が図れるようになった (73.2%)」、「子どもが家事を大人が行う姿に接したり自分で行ったりするなど、日常生活上の体験が豊かになった

(68.4%)」、「食を通しての支援がしやすくなった (56.6%)」、「子どもへの関わりにおいて、職員が柔軟性を持った判断や対応ができるようになった (53.8%)」の順に回答が多かった。吉村・吉村 (2016) が実施した施設職員へのインタビュー調査においても、職員と子どもとの関係が近くなり、信頼関係を作りやすくなった、子ども同士の関係が作りやすい、などの利点が挙げられている。これらのことから、職員の側から見ると、施設を小規模化することによって職員と子どもとの関係が近くなり、個別的なケアが可能になったと感じていることがわかる。

また、「児童養護施設等の小規模化における現状・取組の調査・検討報告書」(2017)によると、子どもたち自身の意見としては、

- ・「個別的な関わりの時間が増えた」
- ・「今日も〇〇してくれる？明日〇〇してもいい？などの要求を受け止めてもらえる」

等があるという。これは、吉村・吉村 (2016) の調査においても、

- ・「職員に言いたいことを言えたりする」
- ・「寝るときにトントンしてもらったりする」
- ・「何時間も話したりする」

等、同様の意見が見られる。このことから、小規模化により、職員は個々の子どものニーズに

応じた関わりや対応をすることができるようになり、子どもも職員に愛着や信頼関係を築くことができていると考えられる。個別の子どものニーズに合わせて丁寧なケアが行われることは、「できる限り良好な家庭的環境」の要件として非常に重要であるが、この点においては、職員の意識からも、子どもの実感からも実現にむけて大きく変化していると考えられる。

## 2. 職員の業務内容

### (1) 日常生活における家事等

「できる限り良好な家庭的環境」は、子どもと職員の関係性や関わりにとどまらない。職員は、家庭的環境をどう作るかという役割を担っている。

「できるだけ良好な家庭的環境」の要件には、生活単位が原則として家庭に近いものであることも挙げられている。小規模化により、子どもの人数は6人以下とされている。生活する子どもの人数が少なくなり、担当する職員も決まっていることで、より家庭に近い環境になることは間違いない。しかし、家庭的環境であるためには、子どもの人数を小規模にする以外にも、職員には生活支援において、様々な工夫が求められている。

「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」(2012)では、小規模化の意義として「生活の中で子どもたちに家事や身の回りの暮らし方を普通に教えやすい」や「調理をすることにより、食を通じたかかわりが豊かに持てる」等が指摘されているように、生活支援における工夫のひとつとして、日常生活における家事等が挙げられる。

小規模化した施設において、子どもたちが小規模化してよかったと感じていることとして、日々の家事についての意見が多くみられる(吉村・吉村, 2016、みずほ情報総研, 2017)。

具体的には

- ・「食事作りをしている」(吉村・吉村, 2016)

- ・「自分で弁当を作っている」(同上)
- ・「洗濯や掃除などなんでも自分でやることは自分のためになる」(同上)
- ・「職員と一緒に食事やお菓子を作れて嬉しい」(みずほ情報総研, 2017)
- ・「スーパーで野菜を買って大きさにびっくりしたり、こんな形だったのかとびっくりした」(同上)

等、多くの家事を含む生活体験を子ども自身が行い、それを「よかった」と受け止めている。大舎制だったときには、ある程度分業化されていて、子どもが見たり触れたりする機会が少なかった、買い物、調理、洗濯、掃除などが身近なものになっていることがわかる。

職員の意見では

- ・「子どもが家事を大人が行う姿に接したり自分で行ったりするなど、日常生活上の体験が豊かになった」(みずほ情報総研, 2017)
- ・「一般的な普通の生活のイメージが持てるようになった」(同上)

等、職員も子どもの間近で家事を行いながら、生活することについて肯定的にとらえていることがわかる。子どもたちが生活しながら家事などの一部を経験することは、日常生活において生活技術を自然と体得しやすくなったと変化を実感しているようである。

一方で、職員がこれらの家事をも担う割合も増え、業務量が増えている。長(2004)は、小規模化したことで、「職員は生活全般の権限が委ねられ、その分、責任も重くなり、幅広い能力が要求されるので、心身ともに負担が大きい」と述べている。他にも小規模化によって業務の多様化により職員の業務負担の増加について指摘がある(社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会, 2012、吉村・吉村, 2016、みずほ情報総研, 2017)。

具体的な意見としては、

- ・「職員一人に掛かる負担が多くなってしまう」(吉村・吉村, 2016)

- ・「ホーム内のできごとが周囲に伝わりにくく、閉鎖的あるいは独善的なかかわりになる危険性がある」(社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会, 2012)
- ・「職員によって制限、ルールが違う」(みずほ情報総研, 2017)。
- ・「職員の力量がより明かになるため、子どもへの影響が出る」(同上)
- ・「職員一人ひとりの資質・経験の違いによる養育の差が生じやすくなった」(同上)

これらの指摘から、子どもへの支援のほかに大舎では分業して行われていたことも、小規模ユニットの職員が担うことになり、職員個人の力量が問われ、閉鎖的あるいは独善的な関わりになったり、養育の差が生まれたりすることが課題となることがうかがえる。また、職員は家庭的環境の一部であるため、職員自身の生活体験や、生活についての考え方、価値観などが、子どもたちの生活にこれまで以上に大きな影響を及ぼすことになると考えられる。

## (2) 支援内容の専門性

小規模ユニットになることにより、以下の点が指摘されている。

- ・「個々の生い立ちの整理や、耐えていた感情の表出がしやすくなった」(みずほ情報総研, 2017)
- ・「小規模化した当初は、集団内で押さえられていた子どもの感情が表に出やすくなり、衝突も増える」(社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会, 2012)
- ・「大きな課題を持つ子どもがある場合、少人数の職員で対応しづらく、子ども集団への影響が大きい」(同上)

前述したように、小規模化による子どもの変化としては、肯定的な受け止めが多かったものの、経過としては、一時的に衝突が増えることがあったり、集団が小さいだけに一人ひとりの抱えている問題が、子ども集団に与える影響が

大きいことが指摘されている。その分、子どもへの丁寧な関わりが求められる。

また、子どもへの支援内容に関しては、

- ・「人間関係が濃密となり、子どもと深くかかわれる分、やりがいもあるが、職員の心労も多い」（社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会，2012）
- ・「子どもの課題が表出することで、職員が精神的に疲労するようになった」（みずほ情報総研，2017）

との指摘もあり、より高い専門性が求められるようになったという実態が読み取れる。小規模化したことで職員と子どもの関わりが個別化することにより、関係が築かれるがゆえに、子どもがさまざまな形で表出してくる課題に適切に対応できる職員の資質向上が急務であることを指摘している。

宮崎（2016）は、人材育成について、ベテランの職員からのスーパービジョン、情報交換と共有、コミュニケーション等が重要だと指摘している。しかし、

- ・「従来の配置方法では、宿直回数が多くなりがちで、勤務時間が長くなりがち」（社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会，2012）
- ・「職員が一人で子どもを養育する時間が長くなった」（みずほ情報総研，2017）
- ・「職員が一人勤務になることが多く、子どもの要求に応えきれない」（同上）

等、小規模化により子どもへの関わりに専門性が求められるようになったことから、先輩等からスーパーバイズを受けたり、他の職員と情報共有をして支援することがより重要になったにもかかわらず、職員の勤務体制としてはひとりでの勤務が増えたという意見が多くみられ、先輩等からのサポートを受けづらい状況にあることがうかがえる。

## V. 養育単位ごとの「あたりまえの生活」

児童養護施設運営指針には社会的養護の原理の一つ目に「①家庭的養護と個別化」が挙げられている。そこには、以下のように説明されている。

社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、社会的養護を地域から切り離して行ったり、子どもの生活の場を大規模な施設養護としてしまうのではなく、できるだけ家庭あるいは家庭的な環境で養育する「家庭的養護」と、個々の子どもの育みを丁寧にきめ細かく進めていく「個別化」が必要である

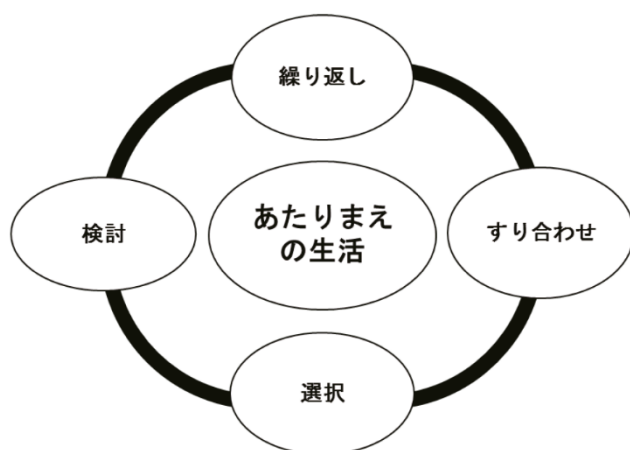
つまり、家庭的環境で養育し、その養育は個別的に関わることであり、そのことが「あたりまえの生活」を保障することであると読み取れる。しかし、小規模化するにあたっての子ども的人数以外にその具体的な養育環境や支援内容については触れられておらず、曖昧なままに実践せざるを得ない現状がある。結果的には「あたりまえの生活」や家庭的環境はそれぞれの施設（または小規模ユニット）に委ねられることになっている。

加藤（2016）はユニット化を経験する中で、「施設としてユニットごとに決めるルールと、個々の職員のマンパワーに頼る生活づくりには限界がある」と指摘している。大舎制の経験で生活を作ろうとしても、ユニット化された生活にはあてはめられないということである。また、ユニットでは独立性が高く、職員が一人勤務になる時間が長く、個々の職員のマンパワーに頼らざるを得なくなっていることがうかがえる。

小規模ユニットにおいては、大舎制の時とは違った環境となり、個別ニーズに応じた個別的な関わりや家事等の支援が求められる。子ども集団も小さくなることから、生活内の日課や決まり事も生活の主体者である子どもとともに作り上げていく姿勢が必要となる。

「あたりまえの生活」と表現されているが、職員はそれぞれ成育歴も経験していることも異なっている。それぞれが自分の基準の「あたりまえ」を持っている。職員がそのことを念頭に置き、職員同士で確認し合いながら、意図的に「あたりまえの生活」を作る必要がある。

谷口 (2018) は、工夫に基づく支援の実践において、「繰り返し」、「すり合わせ」、「検討」、「選択」の要素が重要であると指摘している(図4)。安心安全な毎日を「繰り返し」、それぞれの異なる認識の「あたりまえ」を職員同士が「すり合わせ」の上で支援を行う。また、子どもにとって何が一番良いのかを「検討」し、「選択」という4つの要素によって、子どもの「あたりまえの生活」が形作られていると説明した。つまり、大舎制での経験をあてはめず、新たなユニットでの生活のための意図的な家庭的環境づくりに向けた意識の転換が必要であると考えられる。そのことが一貫した養育にもつながり、経験の浅い新人や若手職員の力量による子どもへの影響も軽減できると考える。



谷口 (2018) より

図4. あたりまえの生活を形作る要素

## VI. おわりに

児童養護施設の実践において、子どもの集団を少数化することによって、個別ニーズに応じた個別的な関わりを行うことができた子どもも職員も実感していた。一方で、養育単位を小さくしたことは、子どもが少なくなったことだけではなく、支援の内容も多様化するようになった。例えば大舎制では分業化されていた家事等をユニットの職員が行うことが求められた。そのことが子どもにとっては、家事の手順を見たり、お手伝いを通して実際に経験することで生活技術の獲得という、将来自立した生活を送る上で重要な経験となっていた。しかし、職員にとっての業務の負担感は増している。また、一人勤務が多くなることや職員の力量が子どもに与える影響が大きくなるなど、職員の勤務状況やそれぞれの力量に関する課題がうかがえた。

大舎制の経験をそのまま適用するのではなく、ユニットでの新たな生活づくりをするという意識の転換が必要であるということが示唆された。さらに、職員の価値観の共有が必要であり、家庭的環境とは何か、家庭的環境での望ましい経験とは何かを話し合い、ユニットごとの「あたりまえの生活」を作る過程が重要であることが明らかになった。

## 文献

新たな社会的養育の在り方に関する検討会 (2017) 新しい社会的養育ビジョン, 厚生労働省, <<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/000173888.pdf>>, (最終閲覧日 2019年9月19日).

浅井春夫・黒田邦夫編著 (2018) 『〈施設養護か里親制度か〉の対立軸を超えて—「新しい社会的養育ビジョン」とこれからの社会的養護を展望する』, 明石書店.

- 長文枝 (2004) 地域における児童福祉の担い手として, 児童養護, 35 (2), 27-30.
- 伊達直利 (2018) 「新ビジョン」における社会的養護—現場とのズレやねじれ—, 児童養護, 49 (1), 2-3.
- 橋本好市・明柴聰史 (2014) 児童養護施設の小規模化に関する考察と課題—大舎制から小規模ケアへ—, 園田学園女子大学論文集, 48, 147-163.
- 早川悟司 (2016) 家庭的養護の功罪—諸課題の克服に向けた組織づくり, 子どもと福祉, 9, 6-7.
- 堀場純矢 (2016) 児童養護施設の小規模化で見えてきた課題, 子どもと福祉, 9, 18-21.
- 伊藤嘉余子 (2010) 児童養護施設入所児童が語る施設生活—インタビュー調査からの分析—, 社会福祉学, 50 (4), 82-95.
- 加藤潤 (2016) 小規模化してからみえてきたこと—和進館児童ホームの7年間を振り返って, 子どもと福祉, 9, 8-9.
- 厚生労働省 (2011) 社会的養護の課題と将来像, 厚生労働省, <[https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki\\_yougo/dl/08.pdf](https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/08.pdf)>, (最終閲覧日 2019年9月19日).
- 厚生労働省 (2012) (別添1) 児童養護施設運営指針, 雇用均等・児童家庭局長通知「社会的養護施設運営指針及び里親及びファミリーホーム 養育指針について」, 厚生労働省, <[https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki\\_yougo/dl/yougo\\_genjou\\_04.pdf](https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_04.pdf)>, (最終閲覧日 2019年9月19日).
- 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 (2019) 「社会的養護の推進に向けて」, 厚生労働省, <<https://www.mhlw.go.jp/content/000503210.pdf>>, (最終閲覧日 2019年9月19日).
- 宮崎正宇 (2016) 児童養護施設における小規模化の課題—人材育成に焦点をあてて, 子どもと福祉, 9, 10-11.
- みずほ情報総研 (2018) 児童養護施設等の小規模化における現状・取組の調査・検討報告書, 厚生労働省, <<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintouujidoukateikyoku/0000174956.pdf>>, (最終閲覧日 2019年9月19日).
- 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会 (2012) 児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために, 厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」, 厚生労働省, <<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/tuuchi-92.pdf>>, (最終閲覧日 2019年9月19日).
- 柴田長生 (2012) 対人援助職としての保育士の可能性2—乳児院・児童養護施設での保育士業務から見えるもの—, 心理社会的支援研究, 3, 3-24.
- 谷口純世 (2016) 児童養護施設における「あたりまえの生活」に関する課題, 愛知淑徳大学論集—福祉貢献学部篇—, 6, 1-14.
- 谷口純世 (2017) 児童養護施設における生活支援に関する課題, 愛知淑徳大学論集—福祉貢献学部篇—, 7, 1-18.
- 谷口純世 (2018) 児童養護施設における生活支援をつくる工夫, 愛知淑徳大学論集—福祉貢献学部篇—, 8, 63-77.
- 高橋千枝・内藤直人・田丸敏高・奥野隆一・神谷哲司・瀬尾麻実・田村崇・内藤綾子 (2009) 児童養護施設入所児の職員観と生活意識, 地域学論集, 6 (2), 159-171.
- 土田美世子 (2018) 児童養護施設におけるケアの専門性—ワーカーへのインタビュー調査を通じて, 社会学部紀要, 52, 86-97.
- 山村拓哉 (2016) 小規模施設の養育と、職員集団作りについての思い, 子どもと福祉, 9, 16-17.



吉村譲・吉村美由紀（2016）児童養護施設の小規模化について子どもと職員の語りから考える，研究紀要，49，89-98.

全国児童養護施設協議会（2003）『子供を未来とするために－児童養護施設近未来像Ⅱ報告書－』，全国社会福祉協議会全国児童養護施設協議会.

全国児童養護施設協議会（2010）養育単位の小規模化を一層すすめるために～養育単位の小規模化プロジェクト・提言～，全国児童養護施設協議会，<[http://www.zenyokyo.gr.jp/whatsnew/101028\\_1.pdf](http://www.zenyokyo.gr.jp/whatsnew/101028_1.pdf)>，（最終閲覧日 2019年9月19日）.

## A Discussion on Homelike Environment in Children's Homes

In the present paper, we discussed homelike environment that is a goal for children's homes. Children's homes are aiming for smaller childcare units. Individual involvement via homelike environment is said to guarantee "normal life". Staff and children felt that individual involvement became possible through smaller childcare units. It also led to acquisition of life skills such as household chores by children. It is assumed that smaller childcare units have created more homelike environment. On the other hand, there are challenges with achieving homelike environment in smaller childcare units. The study indicated that it is necessary to improve expertise of staff to provide more careful care, and for staff to discuss what homelike environment should be instead of accepting the status quo of large group care system in children's homes and change their awareness toward intentionally providing homelike environment.